
I D O 1. 輸入犬等検査申請事項登録

業務コード	内 容
I Q A	輸入犬等検査申請事項登録

1. 業務概要

本システムにより行う「輸入犬等検査申請」業務に先立ち、輸入犬等検査申請の情報を登録する。
登録した輸入犬等検査申請事項は、任意に訂正することができる。

2. 入力者

全利用者（税関を除く）

3. 制約事項

入力欄数は10欄以下とする。

欄部は欄番号「1」から番号順に入力されていること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」を参照

(B) 項目間関連チェック

(a) 仕出国（地域）、指定地域滞在の状態

仕出国（地域）が指定地域である場合、指定地域滞在の状態が入力されていること。

(b) 狂犬病不活化ワクチンの予防接種年月日

狂犬病不活化ワクチンの予防接種年月日が降順で入力されていること。

(3) システム状態チェック

本業務を行う場合は、~~動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）~~動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

(4) DB関連チェック

(A) 利用者

①「ユーザ情報DB」に登録されている申請者であること。

②全利用者（税関を除く）であること。

③訂正の場合は、本業務で登録を行った利用者と同じであること。

(B) 動物の種類

「犬等種類DB」に登録されていること。

(C) 用途

①無符号の用途の場合は、「犬等用途DB」に登録されていること。

②入力された用途が「試験研究用」以外であること。

(D) 仕出国（地域）

無符号の仕出国（地域）以外は、「仕出国（地域）DB」に登録されていること。

(E) 到着空港（港）

無符号の到着空港（港）以外は、「指定港DB」に登録されていること。

(F) 搭載空港（港）

無符号の搭載空港（港）以外は、「都市DB」に登録されていること。

(G) 荷受人符号

無符号の荷受人以外の場合は、「荷受荷送人DB」に登録されていること。

(H) 申請番号（申請事項の訂正の場合）

①「輸出入犬等検査申請DB」に登録されていること。

- ②無効でないこと。
- ③取り止めされていないこと。
- (I) 荷受人符号、AWB／BL番号（NACGSとインタフェースを行う共通管理番号関連の場合）
申請事項の訂正の場合は、登録されている荷受人符号、AWB／BL番号と一致していること。
（NACGSとインタフェース共通管理番号関連処理のリンクを行っている場合は、荷受人符号、AWB／BL番号の変更は行えない。）
- (J) 品種
「犬等品種DB」に登録されていること。
- (K) マイクロチップの種類（メーカー）
「マイクロチップメーカーDB」に登録されていること。
- (L) 標識部位
「標識部位DB」に登録されていること。
- (M) 抗体検査機関
「狂犬病抗体検査機関DB」に登録されていること。
- (N) 狂犬病不活化ワクチンの有効期限
「有効期限DB」に登録されていること。
- (O) 狂犬病予防液の種類
「狂犬病予防注射種類DB」に登録されていること。
- (P) その他の予防注射情報の予防液の種類
「その他の予防注射種類DB」に登録されていること。
- (Q) その他の予防注射情報の有効期限
「有効期限DB」に登録されていること。
- (R) 動物種、用途
「犬等種類／犬等用途関連DB」に登録されていること。
- (S) 用途、到着空港（港）
「犬等用途／到着港関連DB」に登録されていること。
- (T) 動物種、品種
「犬等種類／犬等品種DB」に登録されていること。
- (U) 仕出国（地域）コード、抗体検査機関コード
「国・抗体検査機関DB」に登録されていること。
- (V) 動物種、その他予防液の種類
「犬等種類／その他予防液種類関連DB」に登録されていること。

5. 処理内容

- (1) 入力チェック処理
前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合のみ以降の処理を行う。
合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。
- (2) 処理単位
申請番号単位で処理を行う。
- (3) 申請番号の払出し処理
輸入犬等検査申請事項の場合は、申請番号をシステムで自動付与する。
付与される申請番号は、2桁の英字（申請先動物検疫所コード）＋1桁の英字（輸入）＋7桁の数字（7桁の数字のうち下1桁が枝番）である。（入力された到着空港（港）が属する動物検疫所コードを

申請番号の上2桁に払い出す)

(4) NACCSインターフェース共通管理番号関連処理

NACCSとのインターフェースを行う共通管理番号関連処理のリンクの場合は、以下の処理を行う。

①共通管理番号の取得、登録、変更、取消、再取得処理

NACCSインターフェースを行うために共通管理番号の取得、登録、取消、再取得を行う場合は、NACCS使用及び共通管理番号を下表の入力内容の形式で入力する。

①輸入犬等検査申請事項の登録の場合

処 理 内 容	事項登録 案内画面出力内容		事項登録 入力画面入力内容		正常終了時 画面・帳票出力内容	
	NACCS 使用	共通管理 番—号	NACCS 使用	共通管理 番—号	NACCS 使用	共通管理 番—号
共通管理番号を 本業務により取得 する場合	スペース	スペース	√	スペース	√	取得した 共通管理 番号
既に取得済の共通 管理番号とリンク付 けを行う場合	スペース	スペース	√	リンク付け 対象共通 管理番号	√	リンク付け した共通 管理番号

線内を入力する。

②輸入犬等検査申請事項の訂正の場合

処 理 内 容	事項登録 案内画面出力内容		事項登録 入力画面入力内容		正常終了時 画面・帳票出力内容	
	NAGCS 使用	共通管理 番—号	NAGCS 使用	共通管理 番—号	NAGCS 使用	共通管理 番—号
共通管理番号を 本業務により取得 する場合	スペース	スペース	✖	スペース	✖	取得した 共通管理 番号
既已取得済の共通 管理番号とリンク付 けを行う場合	スペース	スペース	✖	リンク付け 対象共通 管理番号	✖	リンク付け した共通 管理番号
既にNAGCSイン タフェースを行って いる場合						
既已取得済の 他の共通管理 番号にリンク を付替える場 合	✖	共通管理 番号	✖	リンク付け 対象共通 管理番号	✖	リンク付け した共通 管理番号
新たに本業務 により取得す る共通管理番 号にリンクを 付替える場 合	✖	共通管理 番号	✖	スペース	✖	取得した 共通管理 番号
NAGCSイ ンタフェース を取止め、共通 管理番号のリ ンクを取消す 場合	✖	共通管理 番号	N	共通管理 番号	スペース	スペース

線内を入力する。

~~-(B) 共通項目の輸出入手続インターフェースシステムへの登録~~

~~処理が正常に行われた場合は、以下の共通項目を輸出入手続インターフェースシステムに登録する。~~

- ~~①AWB／BL番号~~
- ~~②搭載船（機）名~~
- ~~③到着年月日~~
- ~~④到着港コード~~
- ~~⑦荷受人コード~~
- ~~⑧荷受人氏名~~
- ~~⑨荷受人住所（都道府県）~~
- ~~⑩荷受人住所（市区町村（行政区名））~~
- ~~⑪荷受人住所（町域名・番地）~~
- ~~⑫荷受人住所（ビル名ほか）~~
- ~~⑬荷送人氏名~~
- ~~⑭荷送人住所（Street and number/P. O. Box1）~~
- ~~⑮荷送人住所（Street and number/P. O. Box2）~~
- ~~⑯荷送人住所（City name）~~
- ~~⑰荷送人住所（Country sub-entity name）~~

~~-(C) 手続き状況の輸出入手続インターフェースシステムへの登録~~

~~処理が正常に行われた場合は、輸入犬等検査申請事項登録が行われた旨を輸出入手続インターフェースシステムに登録する。~~

(A) 共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照

(B) 輸入申告等情報への登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「輸入申告等情報への登録処理」を参照。

(5) 輸出入犬等検査申請DB処理

(A) 輸入犬等検査申請事項登録の場合

入力項目及び処理結果を新規登録する。

(B) 輸入犬等検査申請事項変更の場合

入力項目及び処理結果を登録されている「輸出入犬等検査申請DB」に更新する。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については、「出力項目表」を参照。

(A) 狂犬病抗体検査機関DB処理

入力された抗体検査機関コードにより「狂犬病抗体検査機関DB」に登録されている抗体検査機関の名称及び住所を画面に出力する。

(B) 申請者DB処理

「ユーザ情報DB」に登録されている申請者氏名及び申請者住所を画面に出力する。

(C) 犬等種類DB処理

入力された動物種コードにより「犬等種類DB」に登録されている動物種名を画面に出力する。

(D) 犬等用途DB処理

入力された用途コードにより「犬等用途DB」に登録されている用途名を画面に出力する。

(E) 指定港DB処理

入力された到着空港（港）コードにより「指定港DB」に登録されている到着空港（港）名を画面に出力する。

(F) 都市DB処理

入力された搭載空港（港）コードにより「都市DB」に登録されている搭載地名を画面に出力する。

(G) 荷受荷送人DB処理

入力された荷受人コードにより「荷受荷送人DB」に登録されている荷受人氏名及び荷受人住所を画面に出力する。

ただし、荷受人住所に入力がある場合は、入力された情報を優先し、「荷受荷送人DB」に登録されている荷受人住所を上書き出力しない。

(H) 犬等品種DB処理

入力された品種コードにより「犬等品種DB」に登録されている品種名を画面に出力する。

(I) 仕出国（地域）DB処理

入力された仕出国（地域）コードにより「仕出国（地域）DB」に登録されている仕出国（地域）名を画面に出力する。

(J) その他予防注射種類DB処理

入力されたその他予防注射種類コードにより「その他予防注射種類DB」に登録されているその他予防注射予防液種類名を画面に出力する。

(7) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

①入力されたAWB／BL番号が、「海上貨物DB」または「航空輸入貨物DB」に存在しない場合。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
輸入犬等検査申請事項登録応答情報	なし	入力者
輸入犬等検査申請事項登録情報	申請番号を払い出すエラーの場合	入力者
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

- ①申請先動物検疫所は、到着空港（港）を保有する動物検疫所コードで決定される。
- ②用途名、仕出国（地域）名、到着空港（港）名、搭載空港（港）名、品種名、その他の予防液の種類名の各名称は、「バスケットコード」、「その他」のコード以外でDBに存在するコードが入力された場合は、名称に何らかの入力があっても、DB上に登録されているコードに対応する名称を上書き出力する。ただし、荷受人氏名、荷受人住所については、入力された名称を上書き出力は、行わない。
- ③欄部の入力が10欄を越える場合、先頭10欄分のみ処理する。
- ④動物種コードが「猫」の場合、用途コードを「盲導犬」とした場合と同じ到着空港（港）コードを使用することができる。
- ⑤到着空港（港）コードについて、輸入犬等検査申請事項呼出しにて共通項目呼出しを呼出した場合は、国連LOCODEの下3桁が出力される。そのため、指定港コードに修正して入力すること。